

基金の債券による運用について

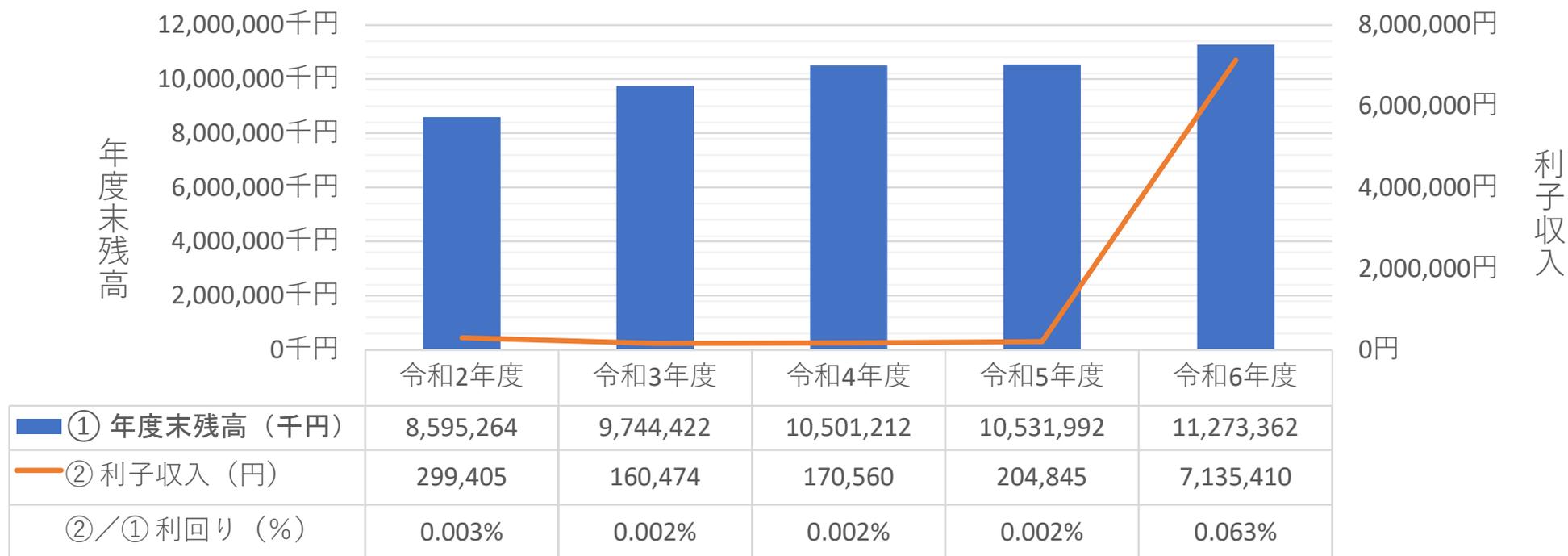
本市の基金は定期預金で運用してきましたが、日銀によるマイナス金利政策の解除以降、金利上昇により国債などの債券利率が上向き、より効率的に運用できる可能性が高まっていることから、今後は、債券の中でも比較的安全性の高い国債や地方債などによる運用を行い、運用益を安全かつ効果的に確保することを目指します。

1.これまでの基金の運用について

本市の基金は定額運用基金と積立基金があり、定額運用基金である土地開発基金や一般旅券印紙購買基金は、土地や印紙を購入する場合に備え設置しています。また、積立基金では財政調整基金をはじめとして、特定の目的のために積み立てている15の基金を設けています。

積立基金の残高に対する利子収入の割合を示す利回りは、令和5年度までは0.002%から0.004%と低い状況にありましたが、令和6年度は0.063%に上昇し、利子収入は7,135,410円となりました。

〔積立基金の年度末残高と利子収入の推移〕

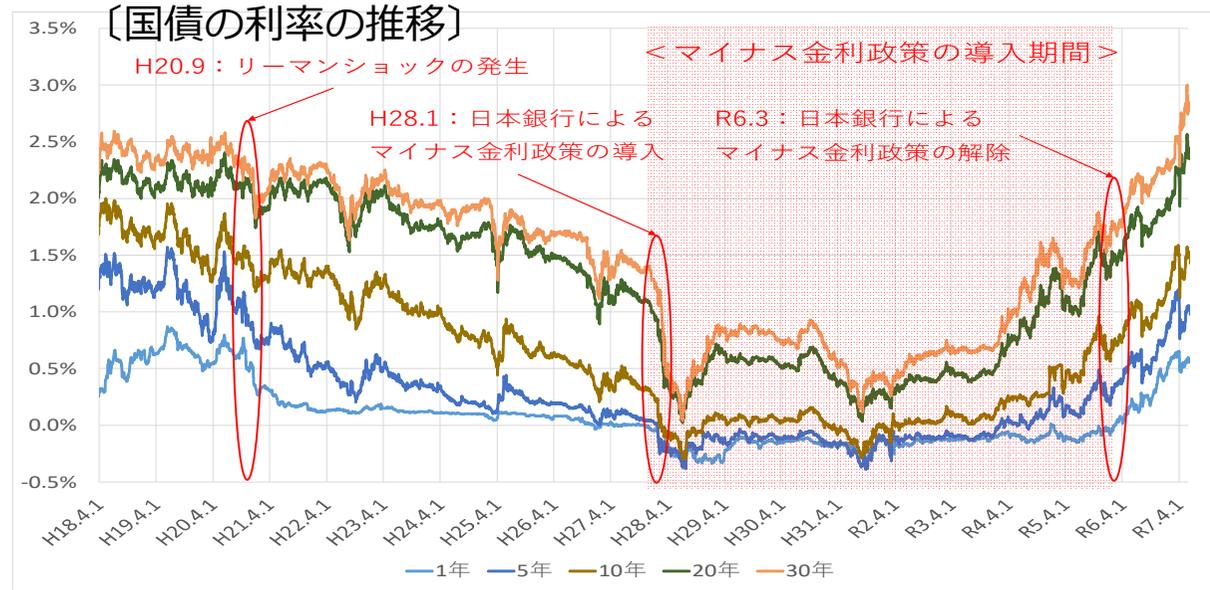


2.基金の運用に係る前提条件の整理について

(1) 基金運用を取り巻く環境の変化

国債等の債券の利率は、日銀のマイナス金利政策により5年以下の短期では、0%を下回る状況が続いていましたが、令和6年3月に日銀がマイナス金利政策を解除し、政策金利が上昇に転じてからは徐々に上昇している状況です。

債券による運用を始めることにより、これまで以上に利子収入を得られる可能性が高まっており基金を効率的に運用できると考えられます。



(2) 基金の債券による運用の基本原則

基金は、地方自治法や地方財政法の趣旨に鑑み、優先度の高い順に、次の3つの基本原則に基づき管理運用することが求められています。

基本原則①	安全性の確保	地方自治法及び地方財政法の規定に基づき、元本を割ることなく、確実に運用することが求められ、最も優先度が高い基本原則です。
基本原則②	流動性の確保	災害や社会情勢の急変などにより、突発的な支出にも迅速な対応ができるよう、必要な資金を必要なときに確実に利用できる状態にしておくことが重要です。
基本原則③	効率性の確保	運用リスクを適切に管理しながら、可能な限り高い運用収益を上げることを目指し、投資先や金融商品を選択することが求められます。

〔公金管理に関する法規制〕

(1) 地方自治法	<p>第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。</p> <p>2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。</p>
(2) 地方財政法	<p>第四条の三 3 積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用しなければならない。</p> <p>第八条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。</p>

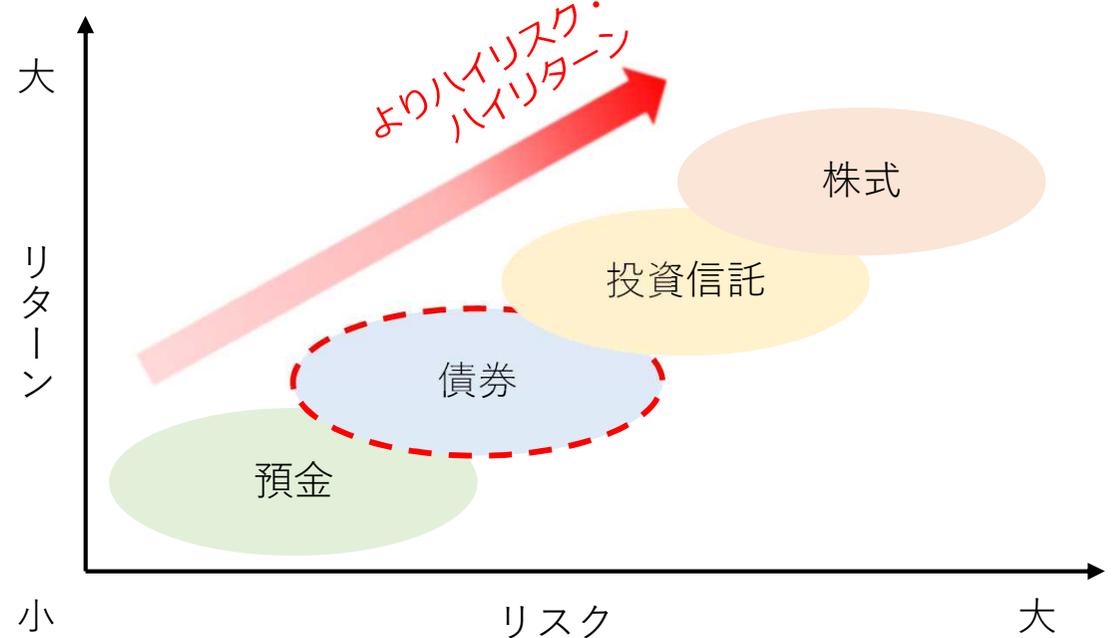
(3) 各運用方法の特徴

資金運用には、預金、債券、投資信託、株式といった方法があり、預金が最もローリスク・ローリターンであり、債券、投資信託、株式の順でリスクとリターンが高まる傾向にあります。

債券は、預金と比べて、元本保証や途中解約の点でリスクがあるものの、一定のリターンが期待でき、優位性があります。一方、投資信託や株式と比べて元本保証や途中解約の点でリスクは小さく優位性はあるものの、得られるリターンは少ない傾向にあります。

基金は法令上、預金や債券等により運用しなければならないとされています。

〔各運用方法の特徴〕



〔各運用方法の比較表〕

基本原則		比較項目	預金		債券		投資信託・株式	
基本原則①	安全性の確保	元本保証	預金保険制度により 一定額までは保護	○	・満期保有すれば元本は保証される ・発行体の信用度に応じて破綻・倒産により回収不能となるリスクあり	△	・元本は保証されない ・発行体の信用度に応じて破綻・倒産により回収不能となるリスクあり	×
基本原則②	流動性の確保	途中解約	満期前でも解約可能	○	・途中解約不可 ・満期前の市場での売却時に元本割れのリスクあり	△	・途中解約や売却可能 ・市場の金利状況や売却時に元本割れのリスクあり	△
基本原則③	効率性の確保	利子	最も少ない	△	一定の利子が期待できる	○	最も多い	◎

(4) 債券による運用を始めるにあたって考慮すべきこと

① 債券の性質上考慮すべきこと

ア 債券の利率は、運用期間が長くなるほど高くなるものの、運用している間は価格が下落するリスクを常に意識する必要があります。

イ 債券は、満期まで保有すれば元本は保証されるものの、購入時より価格が低下しているときに、緊急に資金が必要になり途中売却した場合は、損失が発生します。

ウ 債券は、購入単価が億単位のものもあり、少額の基金を運用するには適さないと考えられます。

② 基金の性質上考慮すべきこと

ア 基金は、特定の目的のために取り崩して活用することとなるため、基金ごとに残高の将来見通しを立て、その残高の範囲内で運用することが基本となります。

イ 基金残高の将来見通しを立てるにあたっては、基金は年度内で増減することを考慮する必要があります。

〔主要基金の見通し〕

(単位：千円)

名称	残高 (R7当初予算時)	見通し
財政調整基金	525,684	前年度繰越金やふるさと燕応援寄附金を積み立てており、年度末において30億円程度を確保できる見通しですが、翌年度当初予算の重点事業等の財源として取り崩ししており、取り崩し後の残高は数億円で推移する見通しです。しかし、災害時における緊急的な財政需要に対応し取り崩すことがあることを考慮すると、債券による運用には適さないと考えます。
減債基金	987,399	令和6年度以降、物価・金利上昇に伴う財源対策として前年度積立分を取り崩しています。今後急激な物価・金利上昇がない限り、10億円程度の残高は確保できる見通しであり、この範囲内で運用することが可能です。
ふるさと燕応援基金	2,148,282	小学校等のエアコン整備事業、スポーツ施設の改修、新型コロナウイルス感染症対策、屋内子ども遊戯施設建設事業等のために募ったふるさと燕応援寄附金を積み立てて活用しています。今後は、それらの目的で起こした地方債の償還にあてるほか、サッカー場整備事業や屋内子ども遊戯施設の運営に活用する予定であり、活用予定時期まではその残高の範囲内で運用することが可能です。
ガス事業譲渡清算金活用基金	216,457	各地区の施設整備等に活用するために設置し、現在は、吉田地区の基金のみ残存しており、活用時期は未定となっているため、活用までの間は約2億円を運用することが可能です。
文化財保護振興基金	1,005,048	令和6年度から「水道の塔」をはじめとした「文化財の保存や活用等」を用途としたふるさと燕応援寄附金を積み立てており、今後予定している新分水良寛史料館整備（事業費未定）にも活用する予定であり、活用予定時期まではその残高の範囲内で運用することが可能です。

3.基金運用の基本方針

(1) 基本的事項

貴重な市有財産である基金の効率的な活用に向けて、安全性の確保、流動性の確保及び効率性の確保の基本原則を十分に考慮し、債券による運用と既存の定期預金による運用をバランスよく組み合わせて、安全かつ効果的に行います。

(2) 運用する基金

運用する基金は、特別会計の基金を含めたすべての積立基金を対象とします。

定額運用基金については、基金の性質上、土地や印紙をすみやかに購入する必要があるため、運用する基金の対象外とします。

(3) 債券による運用の基本方針

① 購入する債券

購入する債券は、安全性の高い国債、地方債、政府保証債のほか、地方公共団体金融機構債及び財投機関債等の公共債とします。

金融債や社債の民間債については、銀行や企業の破綻・倒産により元本回収できないリスクがあるため、購入対象外とします。

なお、本市は令和6年に「SDGs未来都市」に選定され、持続可能な地域づくりに取り組んでいます。その一環として、「SDGs債」を積極的に購入し、持続可能な社会の形成に寄与してまいります。

〔債券の発行主体による分類〕

民間債 ハハより イイリス タス トク	社債	銀行や企業の破綻・倒産により元本回収できないリスクがあるため	金融債以外の民間企業が発行する債券
	金融債	銀行、信用金庫、農林中央金庫などの法律に基づく金融機関が発行する債券	
公共債	財投機関債等	特定の法律等に基づき、公庫・政府関係機関等が発行する債券	
	地方公共団体金融機構債		
	政府保証債		
	地方債	都道府県など地方公共団体が発行する債券	
	国債	国が発行する債券で、発行額・流通量ともに国内最大一般的に信用度が最も高い	

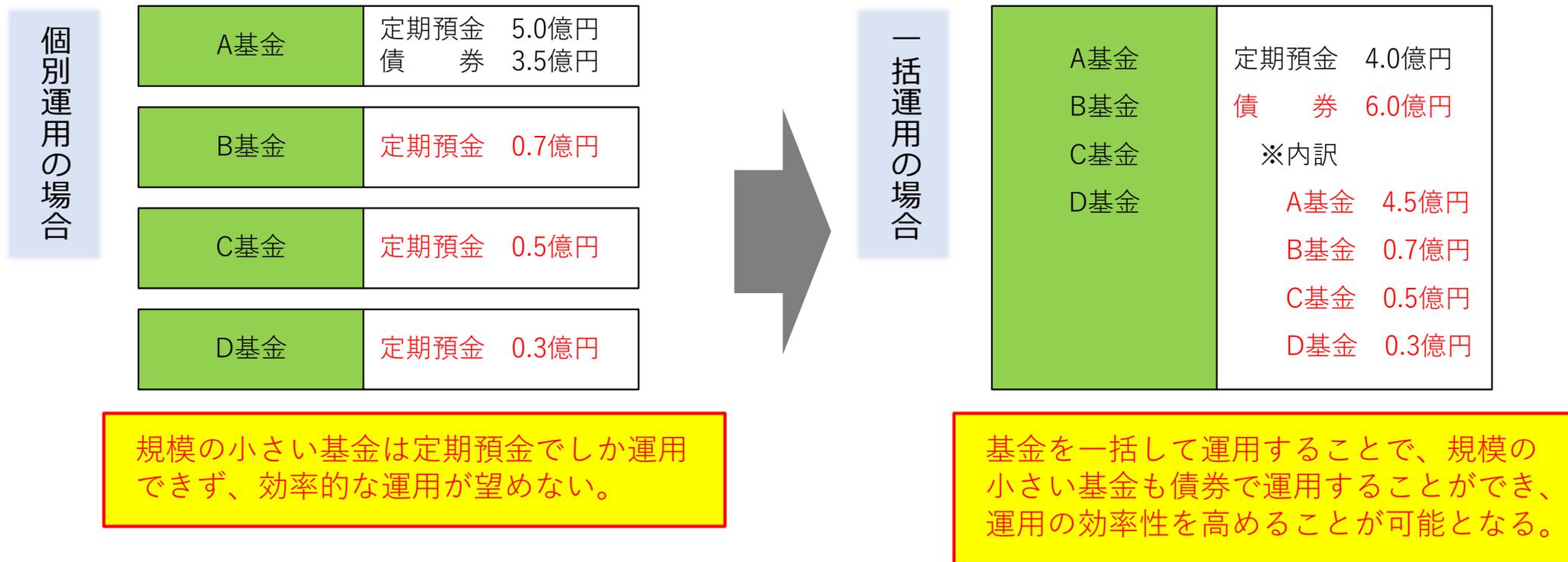
購入対象とする債券

※SDGs債は、再生可能エネルギーや自然環境保護といった環境問題、地域医療や災害復興などの社会問題に対応するインフラ整備など、SDGsの理念を取り入れたプロジェクトの資金調達を目的とした債券です。債券の購入者は、利回りを得るだけでなく、環境保全や社会課題の解決に向けた取り組みを間接的に支援することでSDGsの達成に寄与するというメリットがあります。

② 基金の一括運用

これまで定期預金による運用は、積立基金ごとに個別に定期預金を設け行ってきましたが、債券による運用を効率的・効果的に行うため、複数の積立基金をまとめて（一括して）運用を行います。

〔個別運用と一括運用のイメージ〕



③ 運用期間・運用額

債券の運用期間と運用額は、運用可能な基金の将来見通しを立て、途中売却することがないよう満期保有を原則として、将来見通しにおける基金残高の範囲内で選択します。

④ 利子収入の分配

運用を一括して行うことから、運用して得られる利子収入は、特別会計の基金を除き、子ども夢基金に重点的に積み立て、将来の燕市を担う子どもたちのための事業に活用します。

(4) 定期預金による運用の基本方針

- ① 一括運用において、債券により運用を行わない部分は、定期預金で運用を行います。
- ② 定期預金の利率は、市内金融機関からの見積もり合わせにより決定します。

(5) 基金運用の管理体制

- ① 基金を確実かつ効率的に運用するため、庁内に基金運用委員会を設置します。
基金運用委員会は、基金の将来見通しを踏まえ、運用する基金、購入する債券、運用期間、運用額を決定します。委員会メンバーは、副市長をトップとし、基金に関係する部局の長である企画財政部長及び健康福祉部長、実務を担当する企画財政課長及び会計管理者で構成します。
- ② 運用実績は、議会へ報告するとともに、市ホームページで公表します。

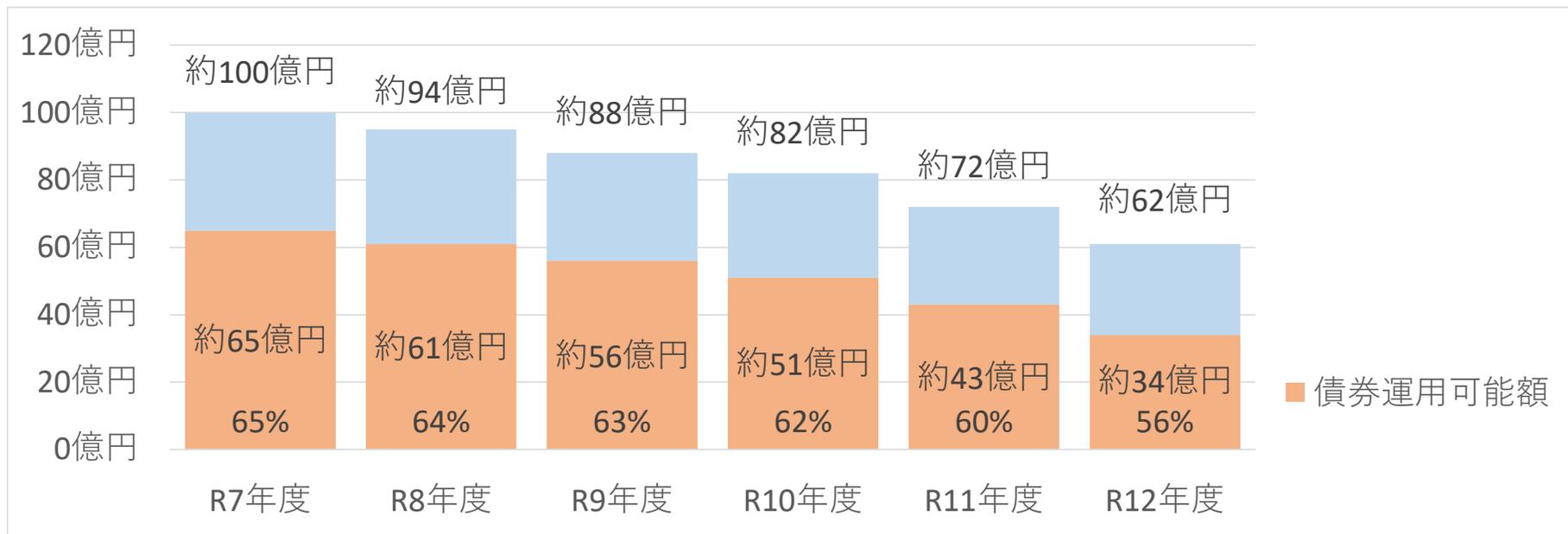
4.今後の債券の購入について

(1) 債券による運用額

各基金の将来見通し（年度内の取り崩しも考慮）を踏まえ、債券による運用が可能な上限額（債券運用可能額）を下記のグラフのとおり見込みました。債権運用可能額は、令和8年度で約61億円となっており、各基金においてその目的のために取り崩しが行われることにより、令和12年度には約34億円となる見込みです。このように、債券運用可能額が年度ごとに変化することを考慮しながら、債券の種別・銘柄や運用期間をバランスよく選択し、効率的に運用を行ってまいります。

なお、債券運用可能額は債券で運用できる上限であり、債券による運用を検証する観点から、初回の運用は試行的に一定額の運用にとどめ、その検証を踏まえながら上限内で徐々に運用額を増やしていくこととします。

〔基金残高における債券運用可能額〕



〔想定する
購入債券〕

種別・銘柄	償還年限	発行月
国債	1年、2年、5年	毎月
地方公共団体金融機構債	5年	6月
財投機関債（日本学生支援機構、東日本高速道路、日本政策投資銀行等）	2年、5年	発行体により発行月が異なる

(2) 利子収入の試算

現時点で考えられる複数の購入パターンで運用した場合の利子収入は、以下のとおりです。

なお、本格的な運用初年度である令和8年度の運用額は、運用可能額の50%にあたる30億円を想定しています。

パターン	説明・試算条件	債券運用利子	留意点
パターン①	<購入しやすい国債を中心に購入するパターン> <ul style="list-style-type: none">・購入銘柄：国債・運用額：30億円（1年債10億円、2年債10億円、5年債10億円）・国債利率：R7.11.28現在	23,355千円	国債は、毎月購入可能なため、購入計画が立てやすいが、他と比べて利子収入は少ない。
パターン②	<各銘柄をバランスよく購入するパターン> <ul style="list-style-type: none">・購入銘柄：国債、地方公共団体金融機構債、財投機関債・運用額：30億円（1年債10億円、2年債10億円、5年債10億円）・国債利率：R7.11.28現在　　・その他利率：過去の実績から設定	24,911千円	国債を含めることで購入計画が立てやすく、利子収入は国債のみより多い。
パターン③	<利率の高い財投機関債等を中心に購入するパターン> <ul style="list-style-type: none">・購入銘柄：地方公共団体金融機構債、財投機関債・運用額：30億円（2年債15億円、5年債15億円）・利率：過去の実績から設定	29,190千円	財投機関債は、利率が高いが、希望どおりに購入できない可能性がある。
(参考) 定期預金	<定期預金で運用するパターン> <ul style="list-style-type: none">・運用額：30億円　・利率：0.225%（3カ月、6カ月）	5,063千円	—

(3) 今後のスケジュール

今後、基金運用委員会において購入する債券を選定した後、現在運用している定期預金の満期を迎える令和8年3月以降に、債券取引を仲介する証券会社を通じて、随時運用を進めていきます。